

## 新型コロナウイルスへの対応について

日本公認会計士協会

本会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対して、3月中の対応として次の措置を実施してきましたが、現下の状況に鑑み、大型連休の終わる5月6日まで延長することとしました。

### 1. 委員会の原則延期

- ✓ 3月末までに開催予定の会議体は、延期が困難なものを除き延期する。
- ✓ 開催する場合においても、ポリコムによる電話会議システム又はスカイプ（Microsoft Teams）を活用する。
  - 5月6日まで延長する。
  - 開催する場合においても、リモート参加を促進する。

### 2. 研修会・イベントの開催の抑制

- ✓ 継続的専門研修制度（CPE）では、3月中の集合研修を原則中止し、eラーニング等により代替させる（既に4月いっぱい中止の決定済み）。
- ✓ 地域会主催を含め大規模イベントは、原則開催しない。
- ✓ ハロー会計は、原則開催しない。
- ✓ 大人数の懇親会・会食は、原則開催しない。
  - 5月6日まで延長する。

### 3. 外部大規模イベントへの参加は、原則禁止

- 5月6日まで延長する。

### 4. 海外・国内出張の抑制

- ✓ 3月末まで、海外・国内出張は、延期が困難なものを除き延期する。
- ✓ プライベートな海外旅行も自粛していただく。
  - 5月6日まで延長する。

### 5. スタッフのシフト勤務・在宅勤務の計画的実施

- ✓ 3月末まで、可能な限り、シフト勤務を行うほか、在宅勤務で業務遂行が可能なスタッフについては在宅勤務とする。
- ✓ 各グループにて、シフト勤務表を作成し、計画的に実施する。
  - 5月6日まで延長する。
  - 在宅勤務を促進する。

### 6. 地域会事務局の業務休止（一部又は全部）

- ✓ 3月末まで、地域の状況や会議の開催など地域会活動の頻度などを勘案し、可能な限り、地域会事務局の業務休止（一部又は全部）、事務局の出勤を輪番制、又は在宅勤務にする。
  - 5月6日まで延長する。

以 上